

## 危機管理体制の見直しについて

9月8日に開催した「緊急広域災害対策本部会議」において、飯泉本部長から、「広域災害を鑑みた危機管理体制の見直し」についてご提案があったことを踏まえ、次のとおり手続きを行うこととしたい。

### 1 緊急広域災害対策本部の在り方

#### (1) 見直し内容・協定実施細目の改定

- ・全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「協定」という。）実施細目第4条「緊急広域災害対策本部の組織」について、
  - ① 現行の本部長（全国知事会長）及び副本部長（危機管理・防災特別委員長）の体制に加えて、全国7ブロック幹事県知事及び危機管理・防災特別委員会副委員長を本部員とする
  - ② 広域災害時には、構成員として全都道府県知事の参画を求める形とする
- ・なお、①及び②については、9月24日付「緊急広域災害対策本部組織に係る暫定的な対応について」において協定実施細目改定までの間の暫定的な対応を各都道府県知事あてお願いし、10月開催の本委員会（本日）で正式にご了承を得ることと整理していたもの。

#### (2) 改定箇所

協定実施細目第4条（緊急広域災害対策本部の組織）

##### 【改定案】

（緊急広域災害対策本部の組織）

第4条 協定第6条第1項に定める緊急広域災害対策本部は、本部長である全国知事会会長及び、副本部長である全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長の下、各ブロック幹事県知事及び危機管理・防災特別委員会副委員長を本部員として構成する。

2 本部長は、前項に定める本部員以外の都道府県知事について、必要に応じて緊急広域災害対策本部への参画を求めることができる。

3 その他、緊急広域災害対策本部の運営に必要な事項は、全国知事会事務局において別に定める。

#### (3) 改定時期

本委員会です承いただいた後、会長名で各都道府県知事あて通知し、通知日より運用開始とする

### 2 危機管理・防災特別委員会の構成

本部会議では、飯泉本部長から、「全ての都道府県知事の危機管理・防災特別委員会への参加」についても言及があった。

前回の本委員会開催時（8月21日）に未参加であった3府県について、本日までに選任済みとなっている。

このため、本日開催の本委員会から、全ての都道府県知事が委員として開催される形となり、危機管理体制の強化が図られている。

各都道府県知事 様

全国知事会災害対策都道府県連絡本部長  
事務総長 古尾谷 光男  
(公印省略)

緊急広域災害対策本部組織に係る暫定的な対応について（通知）

日頃より、当会の運営に御理解を賜り感謝申し上げます。

近年、広域に甚大な被害を及ぼす大規模災害が多発しており、今年度も「令和 2 年 7 月豪雨」や「台風第 10 号」対応において、当会では「緊急広域災害対策本部」を設置し、被災自治体や被災住民の皆様へ寄り添った支援を行ってきたところ です。

さて、9 月 8 日に開催した「令和 2 年台風第 10 号に関する緊急広域災害対策本部（第 1 回会議）」におきまして、飯泉本部長から「今後の緊急広域災害対策本部の在り方」について提案がありました。内容としては、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「協定」という。）」実施細目第 4 条で定める「緊急広域災害対策本部の組織」について、①「現行の本部長（全国知事会長）及び副本部長（危機管理・防災特別委員長）の体制に加えて、全国 7 ブロック 幹事県知事及び危機管理・防災特別委員会副委員長を本部員とする」こととし、さらに、②「広域災害時には全ての都道府県知事を構成員とする方向で見直しを図る」というものです。

現在、この提案をもとに危機管理・防災特別委員長県（神奈川県）と当会事務局において見直しを進めているところであり、①及び②ともに、見直しに係る協定実施細目の改定につきましては、10 月下旬に開催予定の危機管理・防災特別委員会でお諮りした上で行うこととしています。

台風シーズンに入っていることから、それまでの間は改定案に沿った対応（別添「協定実施細目（改定案）」により暫定的に運用することについて、会長及び危機管理・防災特別委員長に御了解いただいておりますので、御理解・御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【担当】

調査第二部 伊藤

電 話 03-5212-9131

メール [cho2adm@nga.gr.jp](mailto:cho2adm@nga.gr.jp)